

令和3年9月 第3回佐々町議会定例会 会議録（5日目）

1. 招集年月日 令和3年9月28日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和3年10月22日（金曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教育長	黒川雅孝君
総務理事 兼総務課長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君	税務課長	藤永尊生君
住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	水本淳一君	建設課長	川崎順二君
産業経済課長	金子剛君	水道課長	安達伸男君	会計管理者	大平弘明君
教育次長	井手守道君	農業委員会事務局長	橋川貴月君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	濱野聡君

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第49号 令和2年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第3 議案第50号 令和2年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第4 議案第51号 令和2年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第5 議案第52号 令和2年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第6 議案第53号 令和2年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第7 議案第54号 令和2年度 佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第8 議案第55号 令和2年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

- 日程第9 議案第56号 令和2年度 佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件
追加日程第1 議案第70号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件
日程第10 閉会中の委員会継続調査
閉会

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

今日は、令和3年9月第3回佐々町議会定例会本会議の5日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、1番、平田康範君、2番、川副剛君を指名します。

- 日程第2 議案第49号 令和2年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件 —
— 日程第3 議案第50号 令和2年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —
— 日程第4 議案第51号 令和2年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —
— 日程第5 議案第52号 令和2年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 —
— 日程第6 議案第53号 令和2年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件 —
— 日程第7 議案第54号 令和2年度 佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 —
— 日程第8 議案第55号 令和2年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —
— 日程第9 議案第56号 令和2年度 佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

これから議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第2、議案第49号 令和2年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件。

日程第3、議案第50号 令和2年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件。

日程第4、議案第51号 令和2年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件。

日程第5、議案第52号 令和2年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件。

日程第6、議案第53号 令和2年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件。

日程第7、議案第54号 令和2年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件。

日程第8、議案第55号 令和2年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件。

日程第9、議案第56号 令和2年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件。
決算審査特別委員会に付託された事件の議案第49号から議案第56号までを一括議題としま

す。

順次、報告を行います。

それでは、決算審査特別委員長、お願いいたします。

6番。

（決算審査特別委員長 阿部 豊君 登壇）

決算審査特別委員長（阿部 豊 君）

6番、阿部豊でございます。このたび、決算審査特別委員会の委員長を仰せつかりました私のほうから、委員長報告として報告させていただきます。

9月29日の本会議において、決算審査特別委員会に審査付託されました議案第49号から議案第56号までの令和2年度一般会計、特別会計6件の決算認定、また、水道事業、公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定2件、合計8会計につきまして、委員9名全員出席のもと、10月4日、5日、6日、7日、12日の5日間にわたり、町当局へ関係職員の出席を求め、詳細な説明を聴取し慎重に審査を行いましたので、その経過及び結果について申し上げます。

なお、委員長報告資料につきましては、後日配付されます決算審査特別委員会報告（付託）を参照いただき、決算書における計数的な内容につきましては、決算書、決算審査資料、決算説明書等に示されておりますので省略し、総括質疑を中心に審査の主な点について御報告申し上げます。

会計区分ごとに御報告いたします。

議案第49号 令和2年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件についてでございます。

令和2年度につきましては、特に新型コロナウイルス感染症の影響により例年と大きく異なった決算となっており、過去最大の決算となっております。

総額のみ申し上げます。歳入総額97億6,026万3,000円、前年度比36.4%の増、歳出総額93億7,087万9,000円、前年度比39%の増です。歳入歳出差引額3億8,938万4,000円、翌年度へ繰越すべき財源1億1,239万円、実質収支としまして2億7,699万4,000円でございます。

総括的質疑です。

委員のほうから、扶助費、補助費等の増加が顕著に見られるが中長期見直しはいかんという質疑がありました。

理事者側からは、扶助費については、類似団体と比較しても高く推移している。子育て支援、福祉医療助成、不妊治療助成、高齢者外出支援等の取組結果と判断しております。また、10代未満の人口増が定住人口増につながっている分野で、保育所等の施設型給付費増が起因と考える。子育て支援、高齢者支援を継続していく以上、ある程度の決算額は出てくると考える。

補助額については、大きな差の一つは下水道事業へ、補助を令和2年度から行っており、補助金ガイドラインの中で、運用の中を更に研究していくという回答でございました。

また、委員から、債権管理システム、物品管理システムの今後はいかんと。システム導入に関し担当が県内状況等の調査を実施していると、今後、研究したいということでした。

私債権の整理、管理について。私債権管理条例制定の方向性は決まっているが、なかなか進んでいないと。所管課含め協議及び研修等を進めていくと。

委員から、人事育成問題について。人数の問題ではなく育成していくことが重要なテーマではないのか、人事育成の機構等が必要ではという質疑がございまして、理事者からは、仕事量増、残業過多、職員数減、メンタル面、課題が多い、このままでいいのか疑問があると。中途退職も増え、原因究明の必要性を認識しておると。魅力ある職場づくりを行っていくという回答でございました。

また、委員から、ごみ焼却の長寿命化に関連しごみの量が減らない状況と、リサイクルを含

め今後の展開を伺いたいと。理事者からは、今後も地道に広報紙あるいはホームページでの周知活動を行っていく必要と。リサイクル容器補助も周知し、減量化に努力したいということでございました。

討論はありませんで、採決の結果、全会一致で本案は認定としております。

議案第50号 令和2年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

総括的質疑としまして、短期保険証、資格証明書の発行状況について確認されております。

また、県内比較はという質疑でございまして、理事者から、令和3年の短期保険者証は23世帯と、令和元年からの報告を受け減少傾向ではあると、資格者証については令和3年8月現在で17世帯、これも令和元年度からすると減少傾向にあると。県内資格者証状況は一番多い市で135世帯、次いで108世帯、96世帯、一番多い町で40世帯、31世帯、28世帯という状況の報告を受けております。

また、委員より、就学前までの均等割廃止がなぜできないのかという質疑がありまして、理事者から、他保険者、他自治体との均衡を図らなければならない現状で厳しいという回答でございました。

討論は反対、賛成の立場より討論があり、採決においては挙手多数で本案は認定としております。

議案第51号 令和2年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございますけれども、総括的質疑もなく、討論もなく、採決の結果、全会一致で本案は認定としております。

議案第52号 令和2年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。総括的質疑としまして、給付の今後の見通しを伺われております。

理事者から、一人当たり、医療給付費の推移は増加傾向と、負担割合は1割負担が2割負担へ変更になるのは令和4年度からという回答でございました。

討論でございます。反対、賛成の立場より討論があり、採決においては挙手多数で本案は認定としております。

議案第53号 令和2年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

総括的質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で本案は認定としております。

議案第54号 令和2年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

総括的質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で本案は認定としております。

議案第55号 令和2年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件。

総括的質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で本案は可決及び認定としております。

議案第56号 令和2年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件でございます。

総括的質疑としまして、委員より、前処理施設ができるまで基準外繰入れはやむを得ないのではないかと判断しているが、料金値上げの考え方について伺いたいという質疑があり、理事者から、現状の赤字を解消するには使用料の値上げ以外にないと考え、2年度にまたがって2段階で引上げていく方針と。しかしながら、赤字を解消するわけではなく下水道事業を見直しながら努力をしていく。所管委員会にもよく説明し進めたいということでございました。

また、赤字に匹敵する地方債の利子償還について考え方を伺いたいという質疑があり、理事者から、下水道債については交付税措置が元利償還額についてであると、おおむね37%という回答を得ております。

討論はなく、採決の結果、全会一致で本案は可決及び認定としております。

以上、総括審査の経過と結果の概要について述べましたが、各所管審査において財政的見地はもちろん、事務事業の執行方策等について委員から多くの意見があり、指摘等を行っており

ます。

議会においては、所管事務調査等の研究を今後行っていくことはもちろんのこと、執行におかれましては、委員からの意見また指摘事項について、後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう望むものであります。

また、来年度の決算書については、決算書の在り方検討を鋭意進めておられます。資料を含めた事務等について、全体が分かりやすい決算書にすることはもちろんのこと、省力化、システム化を全庁職員協力のもと進められることを期待します。

以上をもちまして、決算審査特別委員会に付託を受けました審査報告を終わります。

（決算審査特別委員長 阿部 豊君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

以上、委員長から報告がありました。

日程第2、議案第49号 令和2年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第49号 令和2年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第3、議案第50号 令和2年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

令和2年度の佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の討論を行います。

国保については、委員長の報告でも紹介されましたが、資格証明書の発行が佐々町ではまだ続いておりまして、県内の市町では既に資格証明書の発行を取りやめている自治体もあるわけ

ですが、資格証明書というのは、いわゆる滞納された家庭に対して保険証を取り上げるに等しい、実際に健康保険としての用をなさないわけでありますから、病院にかかるときに10割負担が求められるということになりまして、実際に資格証明書が発行されると、その受診率、病院にかかる方の割合は、ほかの世帯と比べて、大体100分の1に下がるという統計も出ています。

まさに医療が、日本が誇ると言われる国民皆保険制度の下支えをする国保の中でそういうことが起きてはならないという立場で、資格証明書の発行については取りやめを再三にわたって求めてまいりましたが、これについてはまだ続けていると、是正がされないということが1点目です。

2点目は、高すぎる国保税について、国保が高い要因についてです。いわゆる課税の方法として、一世帯当たり幾ら、あるいは一人当たり幾らという世帯割、均等割という課税方式がとられています。まさに人頭税そのものであります。

この課税の方式、保険料負担の方式というのは、他の被用者保険等については全く制度にありません。国保はそういった意味では他の保険と比べて大変不公平な保険になっているということです。

しかるに、国保の中でも実際にサラリーマン、いわゆる給与所得を主たる収入とする世帯が3分の1以上を占めておりまして、その多くが非正規の方々と言われております。そういうの方々にとって実際に病気で仕事を休んだときに、本来、保険から給付されるべき傷病手当金制度というのは国保にはありません。

今回、コロナで特例的に傷病手当金制度を作られましたけれども、これは大変特例的なもので、病気になっても収入の保障がない、そういう点で国保というのは大変不親切といえますか、厳しい内容になっています。いわゆる国保は、保険税、保険料が高くてサービスが悪いと、サービスはほかの保険よりも低いという点で大変問題の多い国保の制度です。

本来、その国保の運営にあたっては、国が応分の負担をして、他の被雇用者等々の皆さんと同様の保険料率にすべきということが再三言われておりまして、これについては全国知事会や市長会、町村長会を通して1兆円程度の給付の増、国からの負担増を求めるということがありましたが、いまだに実現をしていません。

3点目として、佐々町の場合、この均等割を改善する動きが今あります。国が令和4年度から未就学児童、6歳未満の子どもさんたちの均等割について半額を免除するという制度がようやく作られようとしています。それにあって、佐々町では、ぜひともこれは、残りの半分の保険税については、町として負担できないかということのを再三求めてまいりましたが、実際に必要となる原資は120万円程度ですけれども、これは佐々町としてはできないと、できない理由は他の市町との均衡を欠くということでございました。

私はこれは理由にならないのではないかと。佐々町の場合、他の市町に先駆けてたくさんの措置をとられています。例えば給食費の一部補助だとか、あるいは子ども医療費の高校卒業までの無料化だとか、様々な措置がとられているわけですけれども、国保についてはこれはできないというのは理由にならないというふうに思います。

こうした国保の運営姿勢を改めるべきと考え、今回の決算認定については反対というふうにいたします。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかに、討論。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

賛成討論をいたします。

現行の法制の下ではなかなか厳しい問題提起ではないかと思っております。資格証明書の問題とか、高すぎる国保税の問題とか、均等割の関係のこととか、一応、御理解はしているつもりでございますけども。現行の法制下の中では、なかなか繰出金関係、一般会計から持ち出すというのは非常に厳しい問題がございます、一つには保険基盤安定のための低所得者の保険税の軽減、それから事務執行に要する経費、出産一時金の関係、もろもろございますけども、なかなか厳しい問題があるかと思っております。

令和2年度の決算を見ますと、保険税につきましては2億5,000万円程度、それから繰入金1億2,600万円ほどあって、何とか運営をなされております。

先ほど言われました未就学児につきましては、国において令和4年度からということでは本当によいことだろうと思っておりますが、あえて佐々町がこれを先駆けてするというのはやはり、全国的に見てもほかでペナルティーがかかるということを聞いておりますし、現状では難しいのではないかと思っております。

国においてもそういうことで、この分野については必要だということで半額補助を認めたわけでございますので、あらゆる機会をもって、町長におかれましては、国のほうに意見書なり要望を出して、陳情をする以外に今のところはないのではないかと考えております。

そういうことで、誠に申し訳ないんですが、賛成ということにいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第50号 令和2年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は認定されました。

日程第4、議案第51号 令和2年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第51号 令和2年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第5、議案第52号 令和2年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の討論を行います。

後期高齢者医療保険制度については、発足の当時から大変国民的な議論があって、75歳以上の高齢者を差別するののかという議論も経た中で発足をしてきました。

この間、保険料が徐々に増加をしています。そういう中で、令和4年度からは後期高齢者の病院の窓口負担が2倍になるという法案が採決をされ、自公政権の下でこれが成立しています。

私は、この後期高齢者医療制度についても、先ほどの国保と同様に負担は年々増えて、それに対してサービスは低下する、いわゆる給付は減るといった状況が傾向として続いています。この運営をそのまま続けるという、このことを座して承認するわけにはいかないという立場で反対ということで表明いたします。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

議員御指摘のとおり理解はいたしますけれども、現行制度の下では非常に厳しい問題があろうかと思っておりますので、先ほども言いましたように、こういう課題については市町会を通じまして、国県に要望して、重ねて改善点を求めていく以外に今のところはないのではないかと考えております。後期高齢者の方の生活を守るためにも意見書などを考えて出していきたいと思っております。

賛成討論といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第52号 令和2年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は認定されました。

日程第6、議案第53号 令和2年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第53号 令和2年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第7、議案第54号 令和2年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第54号 令和2年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第8、議案第55号 令和2年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第55号 令和2年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について、委員長の報告は可決及び認定です。委員長の報告のとおり可決及び認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は可決及び認定することに決定いたしました。

日程第9、議案第56号 令和2年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第56号 令和2年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について、委員長の報告は可決及び認定です。委員長の報告のとおり可決及び認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は可決及び認定することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

（10時30分 休憩）

（11時15分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、追加案件が1件あっております。

休憩中に議会運営委員会を開催し、協議していただきました。

案件の内容は、議案第70号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件です。

皆さんにお諮りします。1件の案件を追加することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第70号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件を日程に追加します。追加日程第1とし、1件の議題とすることに決定いたしました。

議事日程表、議案配付のため、しばらく休憩します。

（11時16分 休憩）

（11時18分 再開）

— 追加日程第1 議案第70号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、議案第70号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第70号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

1 ページを開いていただきまして、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与に関する条例（昭和31年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

附則の18号、19号の追加となります。

附則18号が、令和3年11月に支給する町長の給料月額を、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額の100分の10を乗じて得た額を減額した額とする。19号が、同じように副町長の給料月額、こちらを100分の5減じた額とするということでございます。

金額につきましては、現在、町長のほうが75万円になっておりますので、これを7万5,000円減額し67万5,000円、副町長のほうが、現在60万5,000円となっておりますので、それを3万250円減額し57万4,750円とするものでございます。

附則。施行期日。この条例は、令和3年11月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第70号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第10 閉会中の委員会継続調査 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第10、閉会中の委員会継続調査に入ります。

閉会中の委員会継続調査について、会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付しております案件について調査の申し出があっております。

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の委員会継続調査を行うことに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、別紙、委員長の申し出のとおり閉会中の委員会継続調査を行うことに決定いたしました。

— 閉会 —

以上で、令和3年9月本定例会に付された案件は全て終了いたしました。

閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

閉会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

令和3年9月の佐々町議会第3回定例会を9月28日に開会していただきまして、10月22日の本日まで25日間の開催でございました。

その間、令和2年度の決算につきましては、決算審査特別委員会を設置されまして、9月議会の休会中に一般会計ほか7会計について慎重に審議をいただき、全て認定をいただきました。

議員の皆様におかれましては、提案申し上げました予算、条例、人事案関係などの25件の各議案に対しまして、それぞれ適切な御決定をいただきまして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げたいと思います。

また、本日、追加議案として提出させていただきました案件につきましては、職員が不適正な事務処理を行い、業務を怠ったことに対しまして極めて遺憾でありまして、遅延によりまして御迷惑をお掛けいたしました、町民の皆様の信頼を裏切ることとなりまして、心からお詫びを申し上げたいと思います。二度とこのようなことがないように、適切な事務処理を職員に徹底しながら、信頼回復、再発防止に努めていきたいと思っております。

最後になりましたが、今回の議会等につきまして、議員各位からいろんな意見、貴重な御意見、それから御指摘等につきましては、その対応について十分に留意しながら町政の運営に取り組んでまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、県下の感染状況というのが改善傾向にあるということで、10月6日から県全体の感染段階をステージ1に引き下げられておりますけど、新規感染者ゼロという日は1日もない状況でございます。時短要請等の措置は継続されている地域に、不要不急の往来を自粛しながら、飲食等の際は人数を避け、大人数を避けながら、コロナ対策等を認証されている飲食店を利用させていただくと。それからマスクを着用していただく、それから3密を回避するという、引き続き感染防止対策に徹底していただきますように御協力をお願いする次第でございます。

議員の皆様におかれましては、健康に十分留意いただきまして、今後とも町政の発展のために御活躍をいただきますように心からお願い申し上げまして、閉会にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。長期間の御審議、誠にありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

私から、一言、御挨拶を申し上げます。

令和3年9月定例会の閉会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

9月28日より10月22日まで25日間にわたり開会されました9月定例会は、条例案件、人事案件、補正案件、令和2年度決算審査を上程されましたが、原案のとおり全ての議案で御承認をいただきました。

一般質問については、5名の議員から、様々な観点から町政を正すなど、活発な議論が行われ、誠に意義ある議会となり、改めて感謝を申し上げます。

今回、一般質問通告書において、川副議員には大変御迷惑をお掛けいたしました。議会事務局といたしましても反省を踏まえ、対策を十分にとっていきたいと思っております。

令和2年度決算においては、総括までのあいだ、大変お疲れ様でございました。また、ありがとうございました。議会においては、大変よい決算審査であったと思います。執行においては、令和4年度の予算を組む場合の参考にしていただければ、この決算審査も意義深いものであったと思っております。また、阿部委員長におかれましては、大変お疲れ様でした。また、ありがとうございました。

新型コロナウイルスワクチン接種は、新聞、テレビ報道によりますと、3回目の接種と聞くことがあります。もしも接種となった場合には、医療従事者の方々、役場職員の方には大変御負担をお掛けいたしますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今から秋の到来の中、体調には留意され、12月議会あるいは年末に向かって、ますますの御活躍をお祈り申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。

以上で、令和3年9月第3回佐々町議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

ありがとうございました。

（11時28分 閉会）